

池田町森林整備計画（変更）

計画期間

自	平成31年	4月	1日
至	令和11年	3月	31日

北海道池田町

(変更の理由)

地域森林計画に適合させるための変更

(変更の内容)

本計画書のとおり

(変更計画が有効となる年月日)

令和4年 4月 1日

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	9
1	人工造林に関する事項	9
2	天然更新に関する事項	12
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	13
5	その他必要な事項	14
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準	15
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2	保育の種類別の標準的な方法	16
3	その他必要な事項	17
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	18
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	18
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域における施業の方法	19
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	20
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	20
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	20
5	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	21
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	21
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	22
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項	22
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	23

3	作業路網の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	24
第8	その他必要な事項	25
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	25
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	25
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	26

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	27
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	27
2	その他必要な事項	27
第2	森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	29
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	29
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	29
3	林野火災の予防の方法	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	30
5	その他必要な事項	30

Ⅳ その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	31
2	生活環境の整備に関する事項	31
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	31
4	森林の総合利用の促進に関する事項	31
5	住民参加による森林の整備に関する事項	32
6	その他必要な事項	32

別表1	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	34
-----	----------------------	----

別表2	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	37
-----	----------------------------------	----

別表3	公益的機能別施業森林における森林施業の方法	45
-----	-----------------------	----

別表4	鳥獣害防止森林区域	51
-----	-----------	----

別紙	（森林整備計画概要図）	
----	-------------	--

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、十勝総合振興局管内の東部に位置し、東は浦幌町、西は音更町と土幌町及び十勝川を境にして幕別町、南は平野を連ねて豊頃町に、また北は本別町に隣接しています。東部及び北西部は、段丘波状地でその標高は150m程度であり、中央部は利別川が南北に貫流し豊頃町において十勝川と合流しています。国土交通省の土地分類基本調査によると、表層地質について、西部は火山灰、東部は砂岩もしくは礫岩が主体となっており、土壌は一部において褐色森林土が分布しているものの、大半は黒ボク土壌となっています。また、年平均降水量は870mm程度と全国的に見ても少ない一方で、日照時間は道内でも最も多く、年最深積雪は30cmから50cm程度と十勝地域の中でも積雪量が少なくなっています。本町は、東西の延長25km、南北に32kmで、総面積は37,179ヘクタールで、森林面積は22,521ヘクタールと総面積の60.6%を占めており、すべて一般民有林です。十勝川及び利別川の流域内に分布しており、農業用水等のための水源涵養、農地・道路・家屋等に対する土砂流出防止などの多面的な機能及び町内の林産施設への原木供給といった木材生産機能を発揮しています。町内の森林は人工林が42%を占めており、その9割以上は林業生産活動が積極的に実施されているカラマツです。カラマツ人工林は、主伐期を迎える7齢級以上の面積が69%を占めており、国産材需要の高まりと、平成25年度に完成した製材工場における原木消費量増加により、皆伐面積が製材工場完成前は年間150ha程度でしたが、完成後は年間250haと1.6倍に増加しており、カラマツ資源の減少が懸念されております。一方で、天然林は、ナラ・タモ・ニレ・シナ類等有用広葉樹を主体とする林分で構成されています。また、天然林のうち、これまで町内の木炭生産施設に原木を供給するために森林整備が実施されてきた林分が町内各地に分布していますが、伐採作業がカラマツに集中していることから、製炭用原木が不足している状況が続いています。そのため、製炭用原木を安定的に供給するため、平成29年度より池田町林業グループと町の共催事業として自伐型林業及び近自然森づくりに関する研修会を実施し、森林管理の担い手を確保して適切な天然林整備を推進しております。

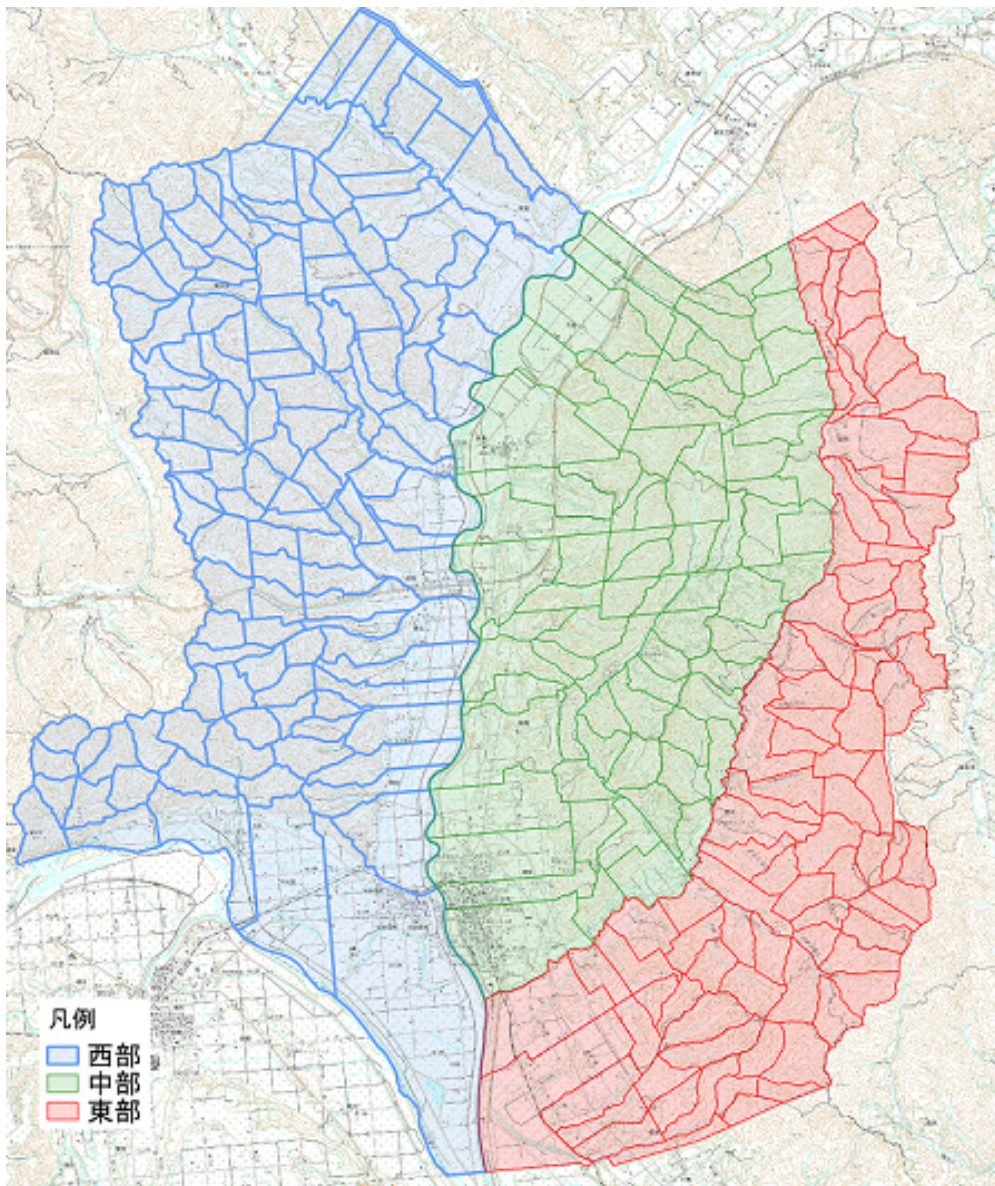
平成27年度には、十勝管内の市町村および森林組合等が構成員となっている「とち森林認証協議会」がSGEC森林認証を取得しました。これにより、町内において森林経営計画を策定している全ての山林が森林認証を取得した事となりました。森林認証を維持するためには、認証機関が示す基準に基づいた適切な森林管理が求められ、森林管理に携わる人材の育成が急務となっております。

森林の有する公益的機能を維持しつつ、資源の計画的な保続を図るため、現状で造林面積と比較して大きい皆伐面積を調整しながら、伐採跡地への確実な造林と伐採率を抑えた間伐の実施など適切な森林整備により、カラマツを中心とした人工林資源の適切な管理体制による持続可能な森林づくりを推進する事が重要となります。天然林においては、択伐により異齢・異樹種の多様な森林へと誘導しつつ、製炭用原木の安定供給を行う事が必要となっております。

更に、本町では皆伐及び間伐に伴い枝条物等の林地残材が多く発生し、造林作業に支障をきたす事や病虫害を引き起こす原因となる事などが懸念されております。適正な森林管理を推進するためには、林地残材の有効的利用を図る対策を講じる事が必要となっております。

町内の各地区によって、土質・土壌などの自然的条件に加えて、森林の所有形態といった社会的条件が異なり、また、森林に対する住民の期待・意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっております。それぞれの地区には次に示すような特徴と課題があります。

地区	西部	中部	東部
場所	利別川右岸	利別川と道道236号線に囲まれた区域	道道236号線以東
面積	9,282ヘクタール	6,101ヘクタール	7,138ヘクタール
特徴	無立木地面積が多い 森林所有者数が多い 施業履歴のない人工林が多い 水源涵養林の割合が高い 火山灰を主とする土質	天然性萌芽林の面積が多い 保安林の割合が高い 町有林比率が高い 山地災害防止林の割合が高い 砂岩を主とする土質	人工林の割合が高い 保安林の割合が低い 大規模森林所有者が多い 木材等生産林の割合が高い 礫岩を主とする土質
課題	確実な再造林の実施 放置人工林に対する整備の実施	公益性機能の高度な発揮 製炭用原木の安定供給	資源循環体系の構築 カラマツの安定供給



2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

当町においてはカラマツおよび広葉樹を利用する林産施設があることから、各施設へ安定的に原木を供給するとともに、前項に記載した地区別の課題を解決するための森林整備を実施します。また、当町有林内に設置した施業試験林等での森林整備に関する試験を積極的に実施し、当町の気候および土壌に適した森林整備の実施基準を確立します。更に、カラマツ資源の循環利用を図るため、池田町森林整備計画実行管理推進チーム（以下、推進チーム）において作成したカラマツ資源の長期予測を基に、町内の製材工場の原木消費量に町外への原木移出量を加えた33,000~48,000m³の出材量および現在、各事業主体で確保している労働力から想定される造林面積である年間120haを確保する事とします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町における森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林を「水源涵養林」、山地災害防止機能又は土壌保全機能の維持増進を図る森林を「山地災害防止林」、及び保健・レクリエーション機能、文化機能又は生物多様性保全機能を図る森林を「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）に設定します。「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について、「特に効率的な施業が可能な森林」を設定します。森林の区域の設定に関する基本的な考え方として、町内全域が十勝川及び利別川の流域であり、主に当町を含む十勝管内の主要産業である農業へ利用されている事から、基本的には水源涵養林に設定する事とします。また、特に山地災害防止機能を図るべき森林を山地災害防止林として設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、人工林については、育成単層林における的確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備を目指します。また、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備を図ることとします。加えて、令和2年12月25日に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等に基づき、二酸化炭素貯蔵・吸収源としての森林・木材の有効活用に向けて、森林整備の推進等を図ることとします。

林道等の林内路網は、効率的な森林施業の適正な管理経営に必要不可欠であり、生活道路としての活用など農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。一方で、当町の森林は主に黒ボク土壌に立地しており、土質についてもローム・砂岩・礫岩となっている事から、無秩序な林内路網の開設は、林地保全上好ましくないと考えられます。従いまして、既存の林内路網を補修や修繕など維持管理する事によって、繰り返し活用する事を推進します

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養	水源涵養林	<p>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。</p>	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。</p>
山地災害防止／ 土壌保全	山地災害防止林	<p>下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。</p>	<p>災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。</p> <p>また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、土留等の施設の設置を推進する。</p>
保健・レクリエーション 文化 生物多様性保全	保健・文化機能等維持林	<p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林。</p> <p>史跡、名勝や天然記念物等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。</p> <p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。</p>	<p>保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を推進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。</p> <p>また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林であって、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いある自然景観を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p>

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産	木材等生産林	<p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。</p>	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p>
	特に効率的な森林施業が可能な森林	<p>特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。</p>	<p>特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林に合っでは、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p>

(3) その他必要な事項

① 山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。

なお、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。加えて、北海道立総合研究機構森林研究本部が発行した「風倒害に強い森づくりのために」に基づき、風倒害が起きやすい地形では、耐風性を向上させる森林施業を図るよう努めることとします。

③ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

特に立ち枯れ木については、菌類や昆虫類の繁殖、鳥類の採餌・営巣場所として大変貴重な資源であることから、積極的に保残するよう努めることとします。

- ④ 本町では人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」のほか、推進チームで作成した資源予測に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むこととします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

目指すべき森林資源の姿を達成するために、森林経営計画策定者を中心として、森林施業の共同化を推進する事とします。また、自然的条件に応じた森林整備を実施するために、多様な森林管理の担い手を育成し、生産した原木丸太の流通・加工体制については、原木を必要とするユーザーに対して適正な価格で販売する仕組みの構築を目指します。加えて、森林所有者の所得向上を目的として、生産した原木丸太を使い切る事が出来るように、木質バイオマスの活用等も含めた利用システムの整備について取り組むこととします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な役割で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とするように努めることとします。

なお、択伐にあっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

(2)主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続する事がないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹木程度の幅を確保します。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。また、原生林を除く天然林において、伐採後の更新を人工造林とする場合は、造林樹種の資源構成などを考慮して伐採時期を決定することとします。

(3)伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

(4)複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構成等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

(1)木材等生産林においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採を行うこととします。

(2)適切な人工林資源の循環利用を図るため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

(3)林地の保全、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

(4)林地の崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難な箇所について、皆伐を行わないように努めることとします。

- (5) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (6) 伐採等の実施に当たっては、降雨時による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を設置するなど、浸食防止に努めることとします。
 なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。
- (7) 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。
- (8) 森林景観や野生植物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。
- (9) 「北海道特用林産振興方針」に基づき、町内天然林から出材される広葉樹材を町内の製炭施設へ安定的に供給するよう努めることとします。
- (10) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の「森林整備の基本方針」を踏まえ、適切な森林の施業方法により人工造林を実施することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

- ① 人工造林の対象樹種は、気象・地形・土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定することとします。

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

人工造林の対象樹種
カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（雑種 F1 を含む）、カンバ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニシ、カツラ、ハンノキ、その他郷土樹種

- ② 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。

特に、河川沿いについて河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、広葉樹の積極的な植栽に努めることとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

③ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

④ 本町のカラマツ人工林については、資源の保続及び健全な林業経営を図るため、伐採後の着実な造林を推進するとともに、カラマツの積極的な植栽および優良な苗木の確保に努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

① 育成単層林を導入又は維持する森林

ア 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林を回避するなど、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気象・土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的として無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

イ 地持は、それぞれの地域の地形・土壌・気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈又は筋刈により行うこととします。

ウ 植栽時期は、次表のように春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。当町では裸苗における秋植えの定着率が非常に低い事が経験的に言われていることから、秋植えをほとんど実施していません。しかしながら、近年の活発な伐採活動に対して十分な植栽を実施していないことから、植栽面積を確保するため秋植えの実施を検討する必要があります。平成28年度より町有地にてコンテナ苗の秋植え定着試験を開始し、コンテナ苗による秋植えの可能性を検討しています。

【植栽時期】

植栽時期	樹種	植栽期間
春植え	トドマツ・アカエゾマツ	～ 6月10日
	その他	～ 5月31日
秋植え	全樹種	9月中旬～11月上旬

エ 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基準として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮とともに植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種 F1等を植栽

する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

植栽本数が1,500本/haを下回る場合は、原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の区域で植栽を実施することとします。また、植栽本数が1,000本/haを下回る場合には、気象害などが発生した際に成林する可能性が低くなることが想定されることから、天然更新による成林が期待できる林分において実施することとします。

植栽本数の低減に関して木材生産が主たる目的ではなく、かつ、再造林前にミズナラやイタヤカエデなど萌芽更新する広葉樹の侵入が多数確認される場合において推奨する事とします。また、等高線上に植栽列を設定することができる比較的単調な地形において実施するよう努めます。

【植栽本数】

単位：本/ha

区 分		樹 種				
		カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広 葉 樹
植栽本数	密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
	中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

オ 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

② 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の生長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地においての人工造林をすべき期間については、次の通りとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

また、択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は、2の(3)によるものとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

気象・地形・土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととし、対象樹種を次のとおり定めます。

天然更新の対象樹種
イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ、カンバ類、ハンノキ類、シナノキ、ハリギリ、ヤチダモなど

(2) 天然更新の標準的な方法

① 天然更新の完了の判断基準

第2の2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった将来樹冠を形成する高木天然木の稚幼樹等が、伐採後およそ15年未満の幼齢林にあっては成立本数が立木度^(注)3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった状態で幼齢林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注) 幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数との対比を十分率であらわしたものです。な

お、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

立木度=現在の林分の本数÷当該林分の林齢に相当する期待成立本数×10

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図る事とします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林
- ③ 水源涵(かん)養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

本町では、カラマツを主体とした人工林資源の保続を図るため、木材等生産林として指定した森林の区域のうち人工林について次のとおり指定します。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、1の(3)の「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法について、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

森林の区域		備 考
林班	小 班	
	別表1のとおり	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

① 人工造林の場合

1の(1)人工造林の対象樹種によることとします。

② 天然更新の場合

2の(1)天然更新の対象樹種によることとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)天然更新の標準的な方法の「伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

5 その他必要な事項

(1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵を行う場合は、全刈を避け刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(2) 伐採跡地や未立木地が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造を維持するよう行い、特に高齢級の森林における間伐にあつては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については次のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツ との交配種 を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000本 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	16	23	31	39	—	選木方法～定性及び定量 間伐率(材積率) ～20～33% 標準伐期齢未満の森林に おける間伐間隔～7年 標準伐期齢以上の森林に おける間伐間隔～8年
	植栽本数：1,500本 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	25	32	40	—	—	選木方法～定性及び定量 間伐率(材積率) ～20～33% 標準伐期齢未満の森林に おける間伐間隔～7年 標準伐期齢以上の森林に おける間伐間隔～8年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	21	28	36	45	—	選木方法～定性及び定量 間伐率(材積率) ～20～33% 標準伐期齢未満の森林に おける間伐間隔～8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	22	32	42	52	—	選木方法～定性及び定量 間伐率(材積率) ～20～33% 標準伐期齢未満の森林に おける間伐間隔～10年

注1)「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」、「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き((地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)」等を参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、

高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。また、主伐を実施する予定のない森林においては、異齢・異樹種の森林へ誘導するために、近自然森づくり及び自伐型林業の考え方にに基づき、下記の施業基準に基づく森林管理を推奨する事とします。

<施業基準>

- ① 活力があり成長の良い立木を育成木として選定する
- ② 育成木間距離は、次回の森林管理実施時期を考慮し、育成木同士の樹冠が重ならないよう配慮する
- ③ 育成木の成長を妨げている立木（競合木）のみを伐採する
- ④ 育成木の成長を妨げない、または育成木への気象害等を防ぐ立木は積極的に保残する
- ⑤ 森林管理に用いる作業道は最小限の幅員とし、路体上を水が流れないように配慮する

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要な樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

(1) 下刈

局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

カラマツ類の低密度植栽を実施した林分については、植栽木の生育に影響を与えない場所に天然更新した広葉樹等を保残する事を目的とした筋刈りによる下刈を推奨します。但し、刈幅は1.0m以上確保することを推奨します。また、野鼠等による食害が多く見られる箇所については全刈りを実施することを推奨します。

(2) 除伐

侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適切な時期に適切に除去することとします。

なお、造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることも検討します。

カラマツ類の低密度植栽を実施した林分のうち、公益的機能の保全に加えて木材生産を目的とする林分については、侵入木との競合状況によっては、3 齢級に至るまでの間に除伐を実施することとします。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の生長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って除去することとし、除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂状況に応じて行うこととします。

(4) 枝打ち

カラマツ類の低密度植栽を実施した林分については、下枝の成長が旺盛となる事が想定されるため、除伐実施時もしくは10年生頃までに枝打ちを実施することとします。枝打ち高は樹高の半分を上限とし、植栽木の生育度を考慮して枝打ち高を決めることとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	植栽										
カラマツ	春	①	②	②	①						
	秋		②	②	①	①					
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

樹種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	植栽										
カラマツ	春	△							△		
	秋		△							△	
トドマツ	春				△						
	秋					△					
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注1) カラマツにはグイマツとの交配種を含む。

注2) ①：下刈1回 ②：下刈2回 △：つる切り、除伐

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関して、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりとします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

① 区域の設定

水源かん養保安林、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林など、水源涵養機能の評価区分が高い森林で、水源涵養の機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

② 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表3のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 区域の設定

ア 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地域、その他山地災害の発生により人命や人家施設への被害の恐れのある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

イ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

② 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を図ることとします。

公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。また、適切な伐区の形状・配置等により伐採後もこれらの機能が確保できる森林については長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、

伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。なお、保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表3のとおりとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

(2) 森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】	一般材生産・38cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・36cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	70年

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

一般民有林のうち人工林が9, 500ヘクタールを超え、保育や間伐又は主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため人工林においては森林組合による森林経営の受委託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとし普及啓発活動を行います。また、森林情報の提供及び助言などを行い、意欲ある森林所有者・森林組合・民間林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営を委託する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5ヶ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることとします。加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意します。その他、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係性を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。

なお、意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として、実施するよう努めるものとします。また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町は、昭和40年代前半の年550ヘクタールの造林など、生産性の低い粗悪林分の計画的な林種転換を図り、人工林率は42%となっております。森林施業の計画的、効率的に行うために、町・森林組合・森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、地区単位での森林の施業の集団化・共同化を図っていくこととします。更に、路網の整備等により地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することとします。

- ① 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場所等の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ② 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ③ 共同して森林施業を実施する者は、一人が上記により明確にした事項について遵守することにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網 密度	
			基幹路網
緩傾斜地（ 0° ～15° ）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15° ～30° ）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30° ～ ）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。 グラッブル、ウインチ、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。 タワーヤード等を活用。

(注3)「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、本表は木材搬出予定箇所での路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについて、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラッブル、ウインチ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0°~15°)	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ 【単幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15°~30°)	チェンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)

※ () は、前行程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法。

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次の通り設定します。

路線整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対函番号	備考
池田東部地区	ha 1, 435	池田東部線	m 12, 000	①	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 幹線路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知）により開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5ヶ年 の計画箇所	対函 番号	備考
開設	自動車道		青山八線沢	-1				
//	//		十日川	-1				
//	//	指 定 林 道	池田東部	1.4-1	1,435	○	①	起点：池田町字昭栄 終点：池田町字東台
//	//		富岡	4.0-1	120	○		起点：池田町字富岡 終点：池田町字富岡
	合計		3路線	5.4-4				
拡張	自動車道 (改良)		富岡姉別川	-2				局部改良
//	//		大森富岡	-1				局部改良
//	//		池田西部	-2				法面保全
//	//		東台1号	-2				局部改良
//	//		乳飲沢	-1				局部改良
//	//		まきばの家	-1				法面保全
//	//		池田中央	-1				法面保全
//	//		小路谷の沢	-1				局部改良
//	//		清澄第1	-1				法面保全
	合計		9路線	-12				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適正に管理することとします。

(2) 細部路網に関する事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路線を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付22林整備第656号林野庁長官通知)を基本として、道が定める森林作業道作設指針(平成23年3月31日付23森整第1219号北海道水産林務部長通知)により開設することとします。

4 その他必要な事項

既に林地内に開設されている作業道については、林地保全上、繰り返し利用する事が望ましいと考えられます。そのため、細部路網においては森林管理を行う前に、路網配置・路面状況を十分に確認し、必要に応じて修繕等を行って、利用する事を推奨します。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、「人材の育成・確保」及び「林業事業体の経営体質強化」に対する取り組みに努めることとします。更に、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が運用されていることから、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用にも努めます。

(1) 人材の育成・確保

当町内において林業に従事する者が所属している登録事業体は少数であることから、町外の登録事業体を請負業者として利用している林業事業体に所属している職員を対象として、現場管理者として必要な知識及び技術を習得することができる研修等を実施します。また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、近自然森づくりをはじめとする経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

製炭用原木の安定供給を実現するために、森林所有者等が副業的に森林管理を実施する小規模林業を推進します。小規模林業に関わる知識及び技術を習得できる研修等を実施し、小規模林業の実施に関わる費用等に関する支援を行います。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしを促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業ではチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）	将来
伐採	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造材	チェーンソー プロセッサ	ハーベスタ プロセッサ
集材	トラクタ スキッド	スキッド フォワーダ

(3) 林業機械化の促進方策

戦後植栽した人工林は主伐期を迎えましたが、林業労働者の減少・高齢化が深刻化し、林業情勢は極めて厳しい状況にあります。このような中、機械化の促進等による生産コストの低減が不可欠であり、高性能機械を主体とした林業機械の導入、作業方法の改善、事業量の確保のため林業事業体と森林所有者との連携強化、オペレーターの計画的な養成・確保・事業量の安定的確保を図り林業機械化の促進を図ります。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が必要です。このため、地域材の利用に向けて、消費者への普及啓発活動や、工務店、設計会社等との連携などに取り組みます。

また、地材地消の推進に当たっては、住宅用建築物をはじめ、公共施設等への木材・木製品の利用や、森林バイオマスの活用など、幅広い用途での地域材の利用を推進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとします。また、当町で作成した地域材利用推進方針に基づき公共建築物において、積極的に利用・普及開発を進めるほか、長伐期施業に伴い産出される大径材について、研究機関との連携による加工技術向上や高付加価値製品の製造・開発を促進することとします。

本町の森林資源の中心は、主伐期を迎えたカラマツであり、現在森林組合の製材工場において加工販売されています。今後は大径材への対応など製材工場等施設の強化が必要となっています。

このほか、本町の広葉樹資源については、町内にある4箇所の木炭生産施設に原木を安定的に供給する基盤を整備する事によって、地材地消を推進することとします。

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対凶番号	位置	規模	対凶番号	
製材工場	利別地区	30,000 m ³	△				
製炭施設	清見地区	7基	△				
製炭施設	富岡地区	1基	△				
製炭施設	富岡地区	3基	△				
製炭施設	富岡地区	6基	△				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4の通り定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次の通り、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進します。また、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては、巡回などにより、被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の

低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

森林病害虫については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病害虫の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病害虫のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病害虫の被害の早期発見に努めるとともに、当町と十勝総合振興局等の指導機関及び森林組合、その他の林業関係者等と連携し、早期防除に努めることとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

(1) 野ねずみによる森林被害

野ねずみによる森林被害は、エゾヤチネズミによるカラマツの食害が主であることから、カラマツ造林地においてはネズミの生息場所となる枝条の堆積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえて殺そ剤の散布や防そ溝の設置するなど対策を実施することとします。

推進チームでは、エゾヤチネズミの被害状況や被害の発生しやすさを示したハザードマップ等を作成することによって構成員内で情報を共有し、効果的かつ早期防除が実施できるよう努めることとします。

鳥獣害防止森林区域以外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

(2) その他の鳥獣害対策

森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を未然に防止するため、森林の巡視活動やポスター等を利用した予防啓発を行うこととします。

なお、森林の巡視は、春先の乾燥時期に巡視活動を強化し山火事の発生防止に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

害虫駆除等のための火入れについては、防火設備、人員体制など森林被害の防止や安全管理などに配慮するとともに、実施に当たっては、「池田町火入れに関する条例（昭和61年3月25日条例第6号）」で定められている申請を行い、許可を受け行うこととします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2) その他

気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどし、被害の防止対策に努めることとします。平成28年度より発生したカラマツヤツバキクイムシによる食害については、被害箇所をGIS上で把握してデータを蓄積するとともに適切に防除して被害の拡大を防ぐこととします。併せて、当町の町有林を調査場所として実施しているカラマツヤツバキクイムシモニタリング調査の結果を参考に被害発生の予測に努めます。

IV その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、池田町森林整備計画の達成に寄与することであることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

- ①Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ②Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③Ⅱの第5の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④Ⅲの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

本町は、古くから製炭業が盛んであり、昭和20年代には100戸以上の事業者がいましたが、戦後の燃料革命等生活環境の変化、安価な輸入品の増加などから採算割れに追い込まれ、また、労働の過酷さなどから大幅に減少しました。しかし、近年では生活環境用、住宅環境用、農業・畜産業など多用途に木炭の利用が広がっておりますが、製炭業者への原木供給が滞っており、木炭の生産量が減少傾向となっております。

このような状況の中で、池田町林業グループと連携し、製炭用原木の安定供給を目的とした自伐型林業を推進し、森林所有者等に対して小規模な森林整備を推進しています。また、製炭技術を後世に伝承するため、製炭業を行っていた方の指導により炭窯を製作し、誰でもが参加でき、健やかで生きがいのある地域社会づくりを図ります。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本町の清見地区の「いきがいの丘」では、炭やき窯を活用し誰でもが炭やき体験ができる施設としての「炭やき伝承広場」を活用しております。

また、隣接している「じゅんの森」はNPO法人「トカブチの森」が活動場所として、森林文化の創造や自然との共生を図るとともに、自然環境の保全や育成を学習する森林となっております。加えて、町有地及び町有林から採取した樹木を活用し、町内の幼児・児童を対象とした植樹体験・木工体験などの活動を行っていきます。

緑化木の育成を目的として平成12年度に造成した緑化木圃場は造成から15年以上が経過し、緑化木としての活用が困難となっております。平成28年度よりコンテナ苗秋植栽試験、伐倒技術研修などを実施しており、今後は施業試験・体験活動のフィールドとして活用していく事とします。加えて、近自然森づくりの考え方を導入した育成木施業のモデル林～炭やき伝承広場～町産材を活用したクラフトブランド「ホワイトバーチ×イケダ」製品を陳列しているワイン城といった、川上～川下までを町内で視察・体験する事が可能となった事から、当該経路を軸とした森林観光ルートの開発を検討します。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

本町の100年の森構想は、今までに失った緑を再生する計画であり、住民参加による植樹祭や公園整備等による住民主体の緑化構想です。今後は、オークの森及び緑化木圃場をはじめとした、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組を通じて、住民参加による森林整備を進めることとします。

製炭用原木の安定供給を目的として当町が推進する小規模林業は、住民が参加しやすい森林整備の方法であると考えられます。池田町林業グループなどと協働し、チェーンソーの取扱方法や近自然森づくりの考え方に沿った選木方法に関する研修を定期的開催する事によって、住民の方々が森林整備に参加する環境を整えることとします。

森林観光ルートの開発に伴い、当町の取組について観光客等に説明する「池田町森林ガイド（仮称）」を募り、住民の方々が森林を身近に感じる取組を推進します。

6 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

① 保安林及び保安施設地区の区域内的の森林

保安林及び本施設地区の区域内的の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

② その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、下表のとおりとします。

【その他制限林における伐採方法】

区 分	制 限 内 容
その他制限林	<p>(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%とします。</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。</p> <p>(3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ヘクタール未満とします。</p>

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう北海道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(3) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

該当なし

(4) 森林施業共同化重点実施区域の設定計画

該当なし

別表1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域		備考
林班	小班	
1	1,2,3,4,5,6,7,8,25,26,34,35,48,51,53,54,55,60,61,62,64	
2	10,11,19,24,28	
3	5,8,10,13,14,18,19	
4	9,19,20,21	
7	22,23,27	
8	7,11,12,13,14,15,17,20,21,22,23,24,25,28,34,37,38,40,41,42,43,45,58,60,61,62,66,68,69,70,71,76,78,79,80,81,82,84	
9	1,2,3,4,5,6,7,22,23,32,34,36,39,43,56,57,58,63,64,73	
10	2,14,15,16,17,26,42,56,57,58,65,67,73,74,79,85,108,114,115,135,153,155	
11	7,8,9,10,13,21,22,23,37,41,43,45,51,68,70	
12	6,8,11,15,25,40,60,64,66,69,70,78,79,90,97,98	
13	4,6,14,15,16,17,24,26,27,28,31,32,34,42,43,48,49,50,51,54,56,57,58,59,60,67,68,69,70,72,73,74,75,76,77,82,85,86,91,95,96,97,101,103,105,107	
14	19	
15	11,17,34,61,67,75,76,80	
16	30,40,41,47,73,75	
17	10,11,15,18,19,20,21,22,27,29,30	
18	1,9,35,41,51,54	
19	1,6,35,42,43,46,62,63	
20	6,15,20,22,23,28,52,54,56,63,68,70,71	
28	29	
29	18,20,29	
30	21,22,24,39	
32	12	
33	20,21	
34	7,10,11,24,31,33,34	
35	10,11	
37	11,23,42,46,47	
38	2,5,16,17,18,19,20,25,35,41,44,46,47,52,53,53	
39	13	
42	10,27	
46	5,17,18,22,23,30,32,34,35,38	
47	10,11	
53	9,10,22,23	
55	1,2,3,17,19	
56	7,14,28,31,35,40,42	
64	12,14,31,55,58,59	
65	11	
66	2,3,22,40,41	
67	20,25,35	
68	29	
69	10,11,12,13,15,20,55,56,58,75,91,94,95	
70	30,34,35	
71	17,57	
72	2	
75	16,21	
77	3,5,17,20	
79	4,5,6,9	
80	1,2,3	
81	16,18	
82	2,5,8,10,13,14	
84	1,4,5,6,7	
85	5,16	
90	4,5,6,7,8,9	
91	2,4,5,6	
92	1,13,15,16,17	
93	28	
94	8,9,29,39,42,45,48,54,56	
95	26	
96	23	
99	4,10,14,15	
103	2,4,10,27	

森林の区域 小班		備考
104	4,5,16,29	
105	5,6	
107	13,14	
111	36,37	
113	8	
114	23	
115	3,4,31,50	
116	21,25	
117	6,21,41,44,45,46,48,58,67,69,74,80,83,87,88	
118	54,80,83,88,93,95,99,106,107	
120	4,24,26,27,37,43,56,85	
121	4,5,6,10,48,55,64	
122	14,17,21,23,31,32,35,37	
123	1,2,20,37,38,43,46,48,49	
124	1,4,5,14,19,20,25,38,42,44,46,48,49,50,53,54,55	
125	1,5,6,7,37,40,45,49,50,51,54	
126	4,5,6,7	
127	1,2,19,27,28,29,30,39,40,52,61,72,73,76	
128	1,2,3,4,5,6,7,8,11,12,13,14	
130	1,2,21,22,23,24,28,34,40,45,54,58	
131	7,8,9,12,13,14,17,18,19,21,24,25,26,27,28,30,31,34,36,38,40,42	
133	4,17,20	
136	10	
137	11,12	
139	13,32,35,36,37,40,45	
140	3,6,12,14,16,18,20,21,22,36,37,38,40,42,45,46	
141	17,18,19,20,72,94	
142	7,9,100	
145	19,41,43,47,48,51,77,79,81,82,84	
146	3,4,28,72,73,77,78,79,81,84,98,99,105,155,157,159,191,205,212,221,222,223,232	
148	39,42,43,48,50,63,65	
149	43,44,59,79,90	
150	7,8,10,12,13,15,17,18,19,20,21,22,23,25,26,78,79,92,99,902	
151	13,66	
156	5	
158	15,24	
159	21,23,24,25,27,28,29,30,31,34,35,36,37,38,39,40,42	
160	3,4,5,6,7,8,9,10,12,13,14,15,16,17,19,20,21,22,23,24	
161	4,41,45,48,53,59,67	
162	6,11	
163	84	
164	30	
165	6,27	
167	5,9,10,15,18,20,21,22,23,24,28,29,30,35,36,37,38,54,59,61,62,64,65,66,76,79,82,83,87,88,92,95	
168	1,2,6,17,21,42,43,45,46,47,50,51,55	
169	9,10,17,18,19,21,23,31,32,33,34,52,53,54	
170	4	
171	22,84,85,86,87,88	
177	11	
180	1,15	
188	5	
190	13,18	
194	10,17,21	
195	8,9,11	
196	25	
198	26	
199	2,3,5,6,7,8,13,14,15,16,17,18,19,22,37,38,49,50,51,52,53,56	
200	2,3,4,13,17,18,23,28,33,34,35,36,37,38,39,41,42,43,44,45,46,47,48,51	
201	9,10,11,13,15,20,21,32,33	
202	2,3,4,7,10,15,19,24,35,36,37,42,44,47,51,52,55,63,66,69,70,71,73,74,76,77,78,79,81	
203	2,41,43,60	
204	1,2,3,4,19,21,1001	
205	9,10,12,25,28,40,42,44	

森林の区域		備考
林班	小班	
207	1,2,4,7,8,9,10,11,13,18,19,25,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,45	
208	9,15,24,25,27,33,34	
209	10,12,22,24,28,30,31,36,37,39,40,44	
211	1,6,7	
213	6	
214	7,9,11,22	
215	13,15,24,25	
217	5	
219	8	
223	8	
224	15	
225	4,5,7,8,10,12,17,18,19,20,26,49,63,67,69,70,74,76,78,79,92,99	
226	2	
228	10,23	
229	7,8,9	
230	51,52,54	
231	6,10,18,19	
232	2,3,4,9,10,11,12,13,15,16,17,18,19,20,22,23,24,25,33,34,35,37,39,42,43,45,48,49,50,51,52,53,55	
234	5,9,10,11	
237	3,7,10	
238	1,4,15,19,21,26	
239	8,16	
240	1,13,16,24,25	
241	5,6,10	
242	11,50,51,52,53,54,55,61	
243	7,10,12,13,14,27,28,31,32,34,40,43,44,45,47,49,51,52,55,60,62	
244	7	
248	2,3,6,11,12,15,21,22,23,24,33,34,37,38,72,76,98,101,104,105,107,110,111,119,123,124,125,127,130	
250	4,5,8,9,10,11,12,13,14	
251	10,13	
252	49	
253	1,2,20	
254	7,8,9,41,46	
257	1,3,7	
258	43,79,80,90,103,104,108,109,110,111,114,115	
259	1,2,3,4,5,6,7,8,12,13,15	
260	1,13,14,15,16	
261	3,5,7,9,12	
262	4,5,8,10,11	
267	4,5	
268	1,4,6,12,18	
270	2,3,9,11,14	
271	1,5,6,7,10,11	
272	15,16,25,30,36,37	
273	5,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18	
274	6,10,11,12,13,14,21,22,23,79	
275	1,13,14,15	
278	50,59,83,84,85,88	
279	1,3,9,18,20,37,51	
280	34,40,54	
281	11,20,25,37,43,56,62,65	
282	12,57,81,89	
283	8,9,36,52,74,80,93,99,100,103,104,105,106	
284	5,21,33,37,54,68	
285	9,16,24,25,28	
288	19,33	
292	4	
294	12,17,18,19,20,26,28,29,33,34,35,37	
296	5,9,10	
297	6,7	
298	5	
299	10,13,15	
300	17,42,47	

別表2 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1	全域	
	2	全域	
	3	全域	
	4	全域	
	5	全域	
	6	3,4,5,6,7,8,9,10,12,13,14,15,16,17,18,20,22,30	
	7	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,21,22,23,24,25,26,27	
	8	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,37,38,40,41,42,43,45,46,48,49,51,52,53,54,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,69,70,71,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85	
	9	1,2,3,4,5,6,7,8,11,22,23,24,27,29,30,31,32,33,34,36,37,38,39,43,52,56,57,58,59,60,63,64,73	
	10	2,4,7,26,28,35,42,44,45,46,47,48,49,53,55,56,57,58,64,65,67,94,107,110,113,129,134,153,155	
	11	1,2,3,4,5,6,7,8,10,11,12,13,14,15,17,18,19,20,21,22,23,24,25,27,28,29,30,31,32,33,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,53,66,67,68,70	
	12	1,2,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,15,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,29,31,32,33,34,35,36,37,40,41,44,45,46,47,48,49,50,54,55,59,60,63,64,66,67,68,69,70,71,73,74,76,78,79,81,82,83,84,87,90,92,93,94,95,97,98,99,100	
	13	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,54,56,57,58,59,60,61,62,68,69,70,72,73,74,75,76,77,78,79,81,82,83,84,85,86,91,92,93,94,95,96,97,98,99,100,101,102,103,104,105,106,107	
	14	2,3,7,28,29,33,34,35,36	
	15	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,15,16,17,20,30,31,32,33,34,35,41,42,43,46,51,61,62,67,69,70,71,75,76,77,78,79,80,80	
	16	1,2,5,6,8,9,13,14,17,18,19,21,22,23,24,25,26,27,29,30,36,47,51,53,55,57,58,59,64,73,74,75	
	17	1,2,3,4,5,6,8,10,11,12,14,15,16,18,29,30,35,36,37,38	
	18	1,2,3,4,5,6,7,12,13,14,15,16,17,18,19,21,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,42,43,44,45,46,47,50,54	
	19	全域	
	20	1,2,3,4,5,6,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,38,39,40,41,42,43,44,45,46,50,51,52,53,54,55,56,57,58,61,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,73	
	21	全域	
	22	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,16,17,18,20,21,22,23,27,28,29,30,31,32,33,39,42	
	23	1,2,3,4,5,6,7,8,13,16,17,19,20,21,25,26,29,31,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,47,48,49,50,51,54,55,56,57,58,59,60,61	
	24	1,2,3,4,5,6,7,8,10,11,12,13,26,27,28,29	
	25	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,27,28,29,32,34,35,37	
	26	2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41	
	27	全域	
	28	28,31,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,45,46,47,48,49,50,51,53,54,55,56,58	
	29	5,6,7,8,9,10,11,12,23,24,25,26,29,31,32,33,37	
	30	全域	
	31	全域	
	32	全域	
	33	3,4,5,6,7,8,9,13,14,15,16,18,19,20,21,22,23,24,25,26,29,30,31	
	34	1,2,3,4,5,6,7,9,10,11,12,13,15,19,23,24,25,26,27,30,31,32,33,34	
	35	全域	
	36	全域	
	37	全域	
	38	全域	
	39	全域	
	40	全域	
	41	全域	

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
	42	全域	
	43	全域	
	44	全域	
	45	全域	
	46	1,2,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,19,20,21,26,27,29,30,31,32,33,35,38,38	
	47	全域	
	48	全域	
	49	全域	
	50	全域	
	51	全域	
	52	全域	
	53	全域	
	54	全域	
	55	1,2,3,5,6,7,8,9,10,19,21,22	
	56	全域	
	58	1,2,3,4,5,6,7,12,14,15,16,17,18	
	59	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,15,17,19,20,21,22,26	
	60	全域	
	61	1,2,9	
	63	3,4,5,6,7,8,10,11,12,13,14,15	
	64	全域	
	65	全域	
	66	全域	
	67	全域	
	68	1,2,7,8,9,10,11,12,13,15,16,17,18,19,20,21,24,25,26,27,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,45,47,48,49,50,51,52	
	69	1,2,3,4,8,9,19,20,21,23,24,25,26,27,28,30,32,33,36,39,41,43,46,52,53,54,55,56,57,58,59,60,65,67,68,70,73,74,75,77,78,79,80,81,82,84,85,86,88,89,91,92,93,96,97,98,99	
	70	1,10,12,14,15,16,17,18,19,20,22,23,24,25,26,27,28,30,32,34,35,38	
	71	1,4,5,6,7,8,12,13,21,22,25,26,28,32,33,34,35,36,39,41,42,43,44,45,46,47	
	72	1,2,9,10,11,12	
	73	4,5,6,7,8,9,11,12,13,24	
	74	全域	
	75	4,5,6,7,8,9,10,12,16,17,18,20,21,22,23,24,26,27	
	76	1,2,3,4,7,9	
	77	全域	
	78	全域	
	79	全域	
	80	全域	
	81	全域	
	82	全域	
	83	全域	
	84	全域	
	85	1,2,3,4,5,6,22,23,24,25	
	86	全域	
	87	全域	
	88	全域	
	89	全域	
	90	全域	
	91	全域	
	92	全域	
	93	全域	
	94	全域	
	95	全域	
	96	全域	
	97	全域	
	98	全域	
	99	全域	
	100	全域	

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
	101	全域	
	102	全域	
	103	1,2,3,4,9,10,11,18,19,21,22,23,24,25,27,28,29,30,34	
	104	全域	
	105	全域	
	106	全域	
	107	全域	
	108	全域	
	109	全域	
	110	全域	
	111	全域	
	112	全域	
	113	6,7,8,9,10,15,16,17,18,19,20,21,23,24,26,27,28	
	114	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,32,33	
	115	全域	
	116	全域	
	117	全域	
	118	全域	
	119	全域	
	120	1,2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,13,15,16,17,18,19,20,21,22,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,39,40,41,42,43,44,46,47,48,49,50,51,52,54,55,56,57,58,59,60,62,80,85	
	121	1,2,3,4,5,6,7,8,10,11,12,13,14,15,16,24,25,26,27,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,47,48,49,51,52,53,54,55,56,58,59,60,61,62,63,64	
	122	全域	
	123	全域	
	124	全域	
	125	全域	
	126	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,28,29,30,31,32,33,35,36,37,38,39,42,48,49	
	127	1,2,3,4,5,6,19,24,25,26,27,28,29,30,39,40,46,47,51,52,53,54,57,60,61,62,63,64,68,72,73,76,77,78	
	128	全域	
	129	全域	
	130	1,2,4,5,6,7,11,12,13,43,55,56,57	
	131	2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,17,18,19,20,21,22,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,38,39,40,41,42	
	140	1,3,5,6,9,10,12,13,14,16,17,18,19,20,21,22,25,26,30,31,32,33,35,36,37,38,39,40,41,42,43,45,46	
	141	全域	
	142	全域	
	143	全域	
	144	全域	
	146	1,2,3,4,7,8,9,10,11,12,16,18,19,20,21,22,23,28,32,36,39,40,41,44,45,46,47,48,50,51,52,55,56,57,59,61,64,65,66,67,68,69,70,72,73,77,78,79,80,81,82,83,84,85,87,89,90,96,97,98,99,100,101,102,105,106,110,111,112,113,114,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,130,132,134,136,137,140,143,144,146,147,148,149,150,151,154,155,156,157,158,159,160,163,166,168,171,172,173,174,175,176,177,178,179,180,181,183,186,187,188,189,190,191,205,206,211,212,214,215,216,217,219,220,221,222,223,226,227,228,229,230,232,238,319,320,321,322,323,324,601,602,603	
	147	全域	
	148	全域	
	149	1,7,8,9,11,12,13,14,15,16,18,20,23,24,25,26,27,28,29,30,31,33,34,35,36,37,39,40,41,43,44,45,46,47,48,49,56,57,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,72,73,74,75,76,77,79,80,81,82,83,84,85,88,89,90,92,93,94,95,96,98,99,100	
	150	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,15,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,75,76,77,78,79,81,82,83,84,85,86,87,89,90,91,92,93,94,95,96,97,98,99,306	
	151	全域	

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
	152	全域	
	153	全域	
	154	全域	
	155	全域	
	157	全域	
	158	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,15,16,17,18,19,24	
	159	全域	
	160	全域	
	161	全域	
	162	全域	
	163	全域	
	164	全域	
	165	全域	
	166	全域	
	167	1,2,3,4,5,7,8,9,10,11,15,16,17,18,20,21,22,23,24,25,27,28,29,30,31,33,34,35,36,37,38,40,41,42,44,45,46,47,48,49,50,51,53,54,56,58,59,60,61,62,64,65,66,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,87,88,89,90,91,92,93,94,95,96,97,98	
	168	1,2,5,6,7,8,9,11,13,14,16,17,18,19,21,25,26,27,28,29,30,34,35,38,39,40,41,42,43,45,46,47,48,49,50,51,52,55,58,59	
	169	全域	
	170	全域	
	171	全域	
	172	全域	
	173	全域	
	175	全域	
	176	全域	
	177	全域	
	178	全域	
	179	全域	
	180	全域	
	181	全域	
	182	全域	
	183	全域	
	184	全域	
	185	全域	
	186	全域	
	187	全域	
	188	全域	
	189	全域	
	190	全域	
	193	全域	
	194	全域	
	195	全域	
	196	全域	
	197	全域	
	198	8,9,11,17,18,20,26,27	
	200	全域	
	201	18	
	202	全域	
	203	全域	
	204	全域	
	205	全域	
	207	全域	
	208	全域	
	209	全域	
	210	全域	
	211	全域	
	212	全域	
	213	全域	

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
	214	全域	
	215	全域	
	216	全域	
	217	全域	
	218	全域	
	219	全域	
	220	全域	
	221	全域	
	222	全域	
	223	全域	
	224	全域	
	225	1,2,3,4,5,6,7,8,10,12,13,14,17,18,19,20,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,48,49,50,51,53,55,63,64,65,66,67,68,69,70,73,74,75,76,78,79,82,83,84,85,86,90,92,94,95,96,97,99,100,101,102,104,106,107,108,110,111,112	
	226	全域	
	227	全域	
	228	全域	
	229	全域	
	230	全域	
	231	全域	
	232	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,45,46,47,48,49,50,51,52,53	
	242	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59	
	243	全域	
	248	2,3,4,6,8,9,11,12,13,15,17,18,21,25,26,27,29,30,31,32,33,34,36,37,38,39,40,43,45,46,48,49,50,51,52,56,57,58,59,60,61,63,68,69,70,71,72,73,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,87,91,92,95,96,98,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,119,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132	
	249	全域	
	250	全域	
	251	全域	
	252	全域	
	253	全域	
	254	全域	
	255	全域	
	256	全域	
	257	全域	
	258	全域	
	260	全域	
	261	全域	
	262	全域	
	263	全域	
	264	全域	
	268	9	
	278	全域	
	279	全域	
	280	全域	
	281	1,2,3,4,5,6,7,8,9,11,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,41,42,43,44,45,46,47,50,51,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,74	
	282	2,3,4,5,6,8,9,10,11,14,16,20,21,22,23,26,27,28,29,30,32,33,34,35,36,37,38,39,40,42,43,49,56,57,58,60,61,62,63,64,67,68,69,71,74,75,76,78,79,80,81,91,92,93,94,95,96,97	
	283	1,2,3,4,5,6,8,9,10,11,12,15,16,17,18,19,20,29,30,50,51,52,57,60,61,62,63,64,65,66,67,72,77,78,79,81,85,86,87,88,90,92,95,96,97,98,99	
	284	全域	
	286	1,3,4,5,6,7,8,9,10,20,21,27	

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
	291	2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,22,23,24,26,27,28,29	16,233.03
	300	全域	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6	1,2,11,19,21,23,24,25,26,27,28,29,87	
	7	20	
	8	14,15,44,55,68,73,74	
	9	9,10,13,14,15,16,17,18,19,20,21,35,40,44,45,46,47,48,49,50,51,53,54,55,61,6	
	10	5,6,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,23,27,30,31,32,33,36,37,38,39,40,41,43,59,60,66,68,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,88,89,90,92,98,99,100,101,102,103,104,105,108,109,112,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,130,131,132,133,135,136,138,139,140,141,142,143,144,145,147,148,149,150,152,154	
	11	9,16,34,52,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,69	
	12	96	
	13	20,36,67,87,88,89,90	
	14	4,5,6,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,30,31,32,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,49,50,51,52,53,54,55,57	
	15	21,22,23,25,27,44,45,56,57,60,63,64,65,72,73,81,82,83,84,85,87	
	16	10,12,39,40,41,42,43,49,50,54,56,60,61,62,63,65,66,67,68,69,70,71,72	
	17	17,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,32,33,34	
	18	9,26,28,29,41,48,51,52,53	
	20	47,48,49,59,60,62	
	22	14,15,19,24,25,26,34,35,36,37,38,40,41	
	23	9,10,11,12,14,15,18,70	
	24	9,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,30,31,32,33,34,35,37,38,39,40,41,42,43,44,45	
	25	26,36	
	26	1	
	28	29,32	
	29	1,2,3,4,14,15,16,18,19,20,21,22,27,28,30,36	
	33	10,11,12,27,28	
	34	8,18,22,28,29	
	113	3,5,25,29,30,31,32,33	
	114	28,29,30	
	120	6,14,53,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,74,76,77,78,79,81,82,83,84	
	121	17,18,19,20,21,57	
	126	43,44,45,46,47	
	127	8,22,31,32,44,59,65,69,70,71,74,75	
	130	14,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,41,44,45,47,48,49,50,51,52,53,54,58	
	131	36,37	
	132	全域	
	133	全域	
	134	全域	
	135	全域	
	136	全域	
	137	全域	
	138	全域	
	139	全域	
	140	44	
	145	全域	
150	305,307,308,901,902		
156	全域		
158	20,21,22,23,25		
168	3,4,12,15,20,22,23,24,31,32,36,44,53,54,56		
191	全域		
192	全域		
199	全域		
201	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36		
259	全域		
			2,144.38

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	167	57	5.44
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	46	4,5,17,18,22,23,24,25,34,36,37	373.59
	59	18	
	61	3,4,5,6,7,10	
	68	4,5,22,23	
	69	10,11,12,13,14,15,16,17,34,44,45,47,48,94,95	
	70	2,3,4,5,36,37	
	71	2,3,9,10,11,14,15,16,17,18,19,20,23,24,29,30,31,37,38,40,48,49,50,52,53,54,55,56,57,58,59	
	75	1,2,3,11,14,19,25	
	76	5,6,8	
	85	12,13,14,15,16,17,18,19,20,21	
	103	5,7,12,13,15,16,17,20,31,32,33	
	146	165,167	
	149	32	
	198	1,2,3,4,5,6,7,10,13,14,15,16,19,21,22,23,25,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52	
	225	26,77	
	232	54,55	
	234	4	
	237	5,13,15,16	
	238	1,2,25,26	
	242	60,61	
	244	全域	
	245	5	
	246	4	
	247	1	
	248	22,23,24	
	265	5	
	267	3	
	268	12,14,15,22,24	
	272	1,2	
273	全域		
274	79		
285	2,6,11,12,20,22,26		
287	1		
292	1,4,5,6,12,13,18		
294	1,2,3,4,5,6,10		
特に効率的な施業が可能な森林	55	11,14,17,23,24	373.59
	57	全域	
	58	8,9,10,11	
	61	8,11,12	
	62	全域	
	63	1,2,17	
	72	3,4,5,7	
	73	1,2,3,10,14	
	233	全域	
	234	1,2,3,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20	
	236	全域	
	237	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,14	
	238	3,4,5,7,8,9,11,12,13,14,15,19,20,21,22,23,24	
	239	全域	
	240	全域	
241	全域		
244	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11		
245	全域		
246	1,2,3,5		

区分	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
	247	2,3,4,5	
	265	2,3,4,6,7,8,9,11,14,15	
	266	全域	
	267	1,2,4,5,6,7	
	268	1,4,5,6,10,18,20,25,26,27	
	269	全域	
	270	全域	
	271	全域	
	272	3,4,5,6,7,8,9,10,14,15,16,17,18,19,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38	
	273	全域	
	274	1,2,4,5,6,8,9,10,11,12,13,14,18,19,20,21,22,23	
	275	全域	
	276	全域	
	277	全域	
	281	73	
	282	12,17,18,19,25,77,84,86,89	
	283	31,32,33,34,35,36,74,80,82,93,94,100,101,102,103,104,105,106	
	285	3,4,7,8,9,14,15,16,18,21,23,24,25,27,28,30,31,32,33,34,35,36,37,38	
	286	2,11,12,13,14,16,17,18,23,24,25,26,31,32	
	287	2,3,4,5,6,7,12,13,14,15,16,17,18,19,29,30	
	288	全域	
	289	全域	
	290	全域	
	291	13,14,15,16,17,18,19,21	
	292	7,8,9,10,11,14,15,16,19	
	293	全域	
	294	7,8,9,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37	
	295	全域	
	296	全域	
	297	全域	
	298	全域	
	299	全域	3,770.05

別表3 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準(注1)
	林班	小班		
伐期の延長を推進すべき森林	1	全域		主伐林齢: 標準伐期齢+ 10年以上 皆伐面積: 20ha以下
	2	全域		
	3	全域		
	4	全域		
	5	全域		
	6	3,4,5,6,7,8,9,10,12,13,14,15,16,17,18,20,22,30		
	7	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,21,22,23,24,25,26,27		
	8	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,37,38,40,41,42,43,45,46,48,49,51,52,53,54,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,69,70,71,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85		
	9	1,2,3,4,5,6,7,8,11,22,23,24,27,29,30,31,32,33,34,36,37,38,39,43,52,56,57,58,59,60,63,64,73		
	10	2,4,7,26,28,35,42,44,45,46,47,48,49,53,55,56,57,58,64,65,67,94,107,110,113,129,134,153,155		
	11	1,2,3,4,5,6,7,8,10,11,12,13,14,15,17,18,19,20,21,22,23,24,25,27,28,29,30,31,32,33,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,53,66,67,68,70		
	12	1,2,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,15,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,29,31,32,33,34,35,36,37,40,41,44,45,46,47,48,49,50,54,55,59,60,63,64,66,67,68,69,70,71,73,74,76,78,79,81,82,83,84,87,90,92,93,94,95,97,98,99,100		
	13	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,54,56,57,58,59,60,61,62,68,69,70,72,73,74,75,76,77,78,79,81,82,83,84,85,86,91,92,93,94,95,96,97,98,99,100,101,102,103,104,105,106,107		
	14	2,3,7,28,29,33,34,35,36		
	15	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,15,16,17,20,30,31,32,33,34,35,41,42,43,46,51,61,62,67,69,70,71,75,76,77,78,79,80,80		
	16	1,2,5,6,8,9,13,14,17,18,19,21,22,23,24,25,26,27,29,30,36,47,51,53,55,57,58,59,64,73,74,75		
	17	1,2,3,4,5,6,8,10,11,12,14,15,16,18,29,30,35,36,37,38		
	18	1,2,3,4,5,6,7,12,13,14,15,16,17,18,19,21,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,42,43,44,45,46,47,50,54		
	19	全域		
	20	1,2,3,4,5,6,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,38,39,40,41,42,43,44,45,46,50,51,52,53,54,55,56,57,58,61,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,73		
	21	全域		
	22	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,16,17,18,20,21,22,23,27,28,29,30,31,32,33,39,42		
	23	1,2,3,4,5,6,7,8,13,16,17,19,20,21,25,26,29,31,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,47,48,49,50,51,54,55,56,57,58,59,60,61		
	24	1,2,3,4,5,6,7,8,10,11,12,13,26,27,28,29		
	25	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,27,28,29,32,34,35,37		
	26	2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41		
	27	全域		
	28	28,31,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,45,46,47,48,49,50,51,53,54,55,56,58		
	29	5,6,7,8,9,10,11,12,23,24,25,26,29,31,32,33,37		
	30	全域		
	31	全域		
	32	全域		
	33	3,4,5,6,7,8,9,13,14,15,16,18,19,20,21,22,23,24,25,26,29,30,31		
	34	1,2,3,4,5,6,7,9,10,11,12,13,15,19,23,24,25,26,27,30,31,32,33,34		
	35	全域		
	36	全域		
	37	全域		
	38	全域		
	39	全域		
	40	全域		
	41	全域		
	42	全域		
	43	全域		
	44	全域		
	45	全域		
	46	1,2,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,19,20,21,26,27,29,30,31,32,33,35,38,38		
	47	全域		
	48	全域		
	49	全域		
	50	全域		
	51	全域		
	52	全域		

施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準(注1)
	林班	小班		
	53	全域		
	54	全域		
	55	1,2,3,5,6,7,8,9,10,19,21,22		
	56	全域		
	58	1,2,3,4,5,6,7,12,14,15,16,17,18		
	59	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,15,17,19,20,21,22,26		
	60	全域		
	61	1,2,9		
	63	3,4,5,6,7,8,10,11,12,13,14,15		
	64	全域		
	65	全域		
	66	全域		
	67	全域		
	68	1,2,7,8,9,10,11,12,13,15,16,17,18,19,20,21,24,25,26,27,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,45,47,48,49,50,51,52		
	69	1,2,3,4,8,9,19,20,21,23,24,25,26,27,28,30,32,33,36,39,41,43,46,52,53,54,55,56,57,58,59,60,65,67,68,70,73,74,75,77,78,79,80,81,82,84,85,86,88,89,91,92,93,96,97,98,99		
	70	1,10,12,14,15,16,17,18,19,20,22,23,24,25,26,27,28,30,32,34,35,38		
	71	1,4,5,6,7,8,12,13,21,22,25,26,28,32,33,34,35,36,39,41,42,43,44,45,46,47		
	72	1,2,9,10,11,12		
	73	4,5,6,7,8,9,11,12,13,24		
	74	全域		
	75	4,5,6,7,8,9,10,12,16,17,18,20,21,22,23,24,26,27		
	76	1,2,3,4,7,9		
	77	全域		
	78	全域		
	79	全域		
	80	全域		
	81	全域		
	82	全域		
	83	全域		
	84	全域		
	85	1,2,3,4,5,6,22,23,24,25		
	86	全域		
	87	全域		
	88	全域		
	89	全域		
	90	全域		
	91	全域		
	92	全域		
	93	全域		
	94	全域		
	95	全域		
	96	全域		
	97	全域		
	98	全域		
	99	全域		
	100	全域		
	101	全域		
	102	全域		
	103	1,2,3,4,9,10,11,18,19,21,22,23,24,25,27,28,29,30,34		
	104	全域		
	105	全域		
	106	全域		
	107	全域		
	108	全域		
	109	全域		
	110	全域		
	111	全域		
	112	全域		
	113	6,7,8,9,10,15,16,17,18,19,20,21,23,24,26,27,28		
	114	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,32,33		
	115	全域		
	116	全域		
	117	全域		
	118	全域		
	119	全域		
	120	1,2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,13,15,16,17,18,19,20,21,22,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,39,40,41,42,43,44,46,47,48,49,50,51,52,54,55,56,57,58,59,60,62,80,85		

施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準(注1)
	林班	小班		
	121	1,2,3,4,5,6,7,8,10,11,12,13,14,15,16,24,25,26,27,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,47,48,49,51,52,53,54,55,56,58,59,60,61,62,63,64		
	122	全域		
	123	全域		
	124	全域		
	125	全域		
	126	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,28,29,30,31,32,33,35,36,37,38,39,42,48,49		
	127	1,2,3,4,5,6,19,24,25,26,27,28,29,30,39,40,46,47,51,52,53,54,57,60,61,62,63,64,68,72,73,76,77,78		
	128	全域		
	129	全域		
	130	1,2,4,5,6,7,11,12,13,43,55,56,57		
	131	2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,17,18,19,20,21,22,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,38,39,40,41,42		
	140	1,3,5,6,9,10,12,13,14,16,17,18,19,20,21,22,25,26,30,31,32,33,35,36,37,38,39,40,41,42,43,45,46		
	141	全域		
	142	全域		
	143	全域		
	144	全域		
	146	1,2,3,4,7,8,9,10,11,12,16,18,19,20,21,22,23,28,32,36,39,40,41,44,45,46,47,48,50,51,52,55,56,57,59,61,64,65,66,67,68,69,70,72,73,77,78,79,80,81,82,83,84,85,87,89,90,96,97,98,99,100,101,102,105,106,110,111,112,113,114,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,130,132,134,136,137,140,143,144,146,147,148,149,150,151,154,155,156,157,158,159,160,163,166,168,171,172,173,174,175,176,177,178,179,180,181,183,186,187,188,189,190,191,205,206,211,212,214,215,216,217,219,220,221,222,223,226,227,228,229,230,232,238,319,320,321,322,323,324,601,602,603		
	147	全域		
	148	全域		
	149	1,7,8,9,11,12,13,14,15,16,18,20,23,24,25,26,27,28,29,30,31,33,34,35,36,37,39,40,41,43,44,45,46,47,48,49,56,57,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,72,73,74,75,76,77,79,80,81,82,83,84,85,88,89,90,92,93,94,95,96,98,99,100		
	150	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,15,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,75,76,77,78,79,81,82,83,84,85,86,87,89,90,91,92,93,94,95,96,97,98,99,306		
	151	全域		
	152	全域		
	153	全域		
	154	全域		
	155	全域		
	157	全域		
	158	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,12,13,15,16,17,18,19,24		
	159	全域		
	160	全域		
	161	全域		
	162	全域		
	163	全域		
	164	全域		
	165	全域		
	166	全域		
	167	1,2,3,4,5,7,8,9,10,11,15,16,17,18,20,21,22,23,24,25,27,28,29,30,31,33,34,35,36,37,38,40,41,42,44,45,46,47,48,49,50,51,53,54,56,58,59,60,61,62,64,65,66,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,87,88,89,90,91,92,93,94,95,96,97,98		
	168	1,2,5,6,7,8,9,11,13,14,16,17,18,19,21,25,26,27,28,29,30,34,35,38,39,40,41,42,43,45,46,47,48,49,50,51,52,55,58,59		
	169	全域		
	170	全域		
	171	全域		
	172	全域		
	173	全域		
	175	全域		
	176	全域		
	177	全域		
	178	全域		
	179	全域		
	180	全域		
	181	全域		
	182	全域		

施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準(注1)
	林班	小班		
	183	全域		
	184	全域		
	185	全域		
	186	全域		
	187	全域		
	188	全域		
	189	全域		
	190	全域		
	193	全域		
	194	全域		
	195	全域		
	196	全域		
	197	全域		
	198	8,9,11,17,18,20,26,27		
	200	全域		
	201	18		
	202	全域		
	203	全域		
	204	全域		
	205	全域		
	207	全域		
	208	全域		
	209	全域		
	210	全域		
	211	全域		
	212	全域		
	213	全域		
	214	全域		
	215	全域		
	216	全域		
	217	全域		
	218	全域		
	219	全域		
	220	全域		
	221	全域		
	222	全域		
	223	全域		
	224	全域		
	225	1,2,3,4,5,6,7,8,10,12,13,14,17,18,19,20,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,48,49,50,51,53,55,63,64,65,66,67,68,69,70,73,74,75,76,78,79,82,83,84,85,86,90,92,94,95,96,97,99,100,101,102,104,106,107,108,110,111,112		
	226	全域		
	227	全域		
	228	全域		

施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準(注1)
	林班	小班		
	229	全域		
	230	全域		
	231	全域		
	232	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53		
	242	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59		
	243	全域		
	248	2,3,4,6,8,9,11,12,13,15,17,18,21,25,26,27,29,30,31,32,33,34,36,37,38,39,40,43,45,46,48,49,50,51,52,56,57,58,59,60,61,63,68,69,70,71,72,73,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,87,91,92,95,96,98,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,119,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132		
	249	全域		
	250	全域		
	251	全域		
	252	全域		
	253	全域		
	254	全域		
	255	全域		
	256	全域		
	257	全域		
	258	全域		
	260	全域		
	261	全域		
	262	全域		
	263	全域		
	264	全域		
	268	9		
	278	全域		
	279	全域		
	280	全域		
	281	1,2,3,4,5,6,7,8,9,11,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,41,42,43,44,45,46,47,50,51,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,74		
	282	2,3,4,5,6,8,9,10,11,14,16,20,21,22,23,26,27,28,29,30,32,33,34,35,36,37,38,39,40,42,43,49,56,57,58,60,61,62,63,64,67,68,69,71,74,75,76,78,79,80,81,91,92,93,94,95,96,97		
	283	1,2,3,4,5,6,8,9,10,11,12,15,16,17,18,19,20,29,30,50,51,52,57,60,61,62,63,64,65,66,67,72,77,78,79,81,85,86,87,88,90,92,95,96,97,98,99		
	284	全域		
	286	1,3,4,5,6,7,8,9,10,20,21,27		
	291	2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,22,23,24,26,27,28,29		
	300	全域	16,233.03	

施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準(注1)
	林班	小班		
長伐期施業を推進すべき森林	6	1,11,21,27,28,87		主伐林齢: 注3の表による 皆伐面積:20ha以下
	7	20		
	8	73,74		
	9	10,15,16,17,18,19,20,21,47,53		
	10	14,15,16,17,20,23,27,30,36,43,59,68,72,73,81,82,83,84,88,105,109,114,115,117,118,120,121,127,130,132,133,135,136,138,139,140,141,142,143,147,148,149,150,152		
	11	16,34,52,54,55,56,57,58,59,60,61,63,64,65,69		
	12	96		
	13	20,87,88,89,90		
	14	4,5,6,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,30,31,32,37,38,39,40,41,42,46,47,52,53,54,55,57		
	15	21,22,23,27,56,60,63,64,65,72,85,87		
	16	10,12,39,40,41,42,43,49,50,54,56,60,61,62,63,67,68,69,70,71,72		
	17	17,19,20,21,26,27,32,33		
	18	9,26,28,29,41,51,52,53		
	22	40,41		
	23	9,10,11,12,14,15,18,70		
	24	9,30,31,32,33,34,35,41,42,43,44,45		
	25	26		
	26	1		
	28	29,32		
	29	1,2,3,4,14,15,16,18,19,20,21,22,27,28,30,36		
	33	10,11,12,27,28		
	34	22		
	113	29,31,32		
	114	28,30		
	120	64,65,67,68,69,70,74,76,77,78		
	121	17,20,21,57		
	126	43,44,45,46,47		
	127	8,22,31,32,44,59,65,69,70,71,74,75		
	130	14,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,41,44,45,47,48,49,50,51,52,53,54,58		
	131	36,37		
132	全域			
133	全域			
134	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,27			
135	全域			
136	全域			
137	全域			
138	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,17,19,20,23			
139	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45			
145	全域			
156	1,2,3,4,5,7,8			
158	21,22,23,25			
191	全域			
192	全域			
199	全域			
201	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36			
259	全域			
			1,876.06	

施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(注1)
	林班	小班		
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	22	25	49.00	主伐林齢: 標準伐期齢以下 伐採率:70%以下 その他: 標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
	134	24~26		
	138	16,21,22		
	139	29		
択伐による複層林施業を推進すべき森林	6	2,19,23,24,25,26,29	224.76	主伐林齢: 標準伐期齢以上 伐採率: 30%以下又は 40%以下 その他: 標準伐期齢時立木材積の7/10以上を維持する
	8	14,15,44,55,68		
	9	9,13,14,35,40,44,45,46,48,49,50,51,54,55,61,62		
	10	5,6,8,9,10,11,12,13,18,19,31,32,33,37,38,39,40,41,60,66,74,75,76,77,78,79,80,85,86,89,90,92,98,99,100,101,102,103,104,108,112,116,119,122,123,124,125,126,128,131,144,145,154		
	11	9,62		
	13	36,67		
	14	8,9,10,11,12,43,44,45,49,50,51		
	15	25,44,45,57,73,81,82,83,84		
	16	65,66		
	17	22,23,24,25,28,34		
	18	48		
	20	47,48,49,59,60,62		
	22	14,15,19,24,26,34,35,36,37,38		
	24	14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,37,38,39,40		
	25	36		
	34	8,18,28,29		
	113	3,5,25,30,33		
	114	29		
	120	6,14,53,63,66,71,72,73,79,81,82,83,84		
	121	18,19		
140	44			
150	305,307,308,901,902			
158	20			
167	57			
168	3,4,12,15,20,22,23,24,31,32,36,44,53,54,56			

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96
	トドマツ	64
	カラマツ	48
	その他針葉樹	64
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48
	その他広葉樹	64
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50

別表4 鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
エゾシカ	4~29, 32~34, 45~59, 61~64, 71~73, 122, 123, 128, 131~149, 151~157, 159, 163~165, 168~171, 175~186, 189, 190, 194~210, 228~245, 248, 255, 256, 258, 259, 264, 265, 272~300	13,533.88